

氏名	まつ 浦 のり ひろ 松 浦 典 弘
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 137 号
学位授与の日付	平 成 11 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 東 洋 史 学 専 攻
学位論文題目	唐 代 後 半 期 の 官 僚 制 度 — 人 事 の 問 題 を 中 心 に —

(主査)

論文調査委員 教授 礪波 護 教授 夫馬 進 教授 杉山 正明

## 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、唐代後半期の官僚制度に関して、主に人事の面から論じるものである。全体の構成は、四章からなる本論に、序論を冠し結語を付している。

まず序論において、唐代の官僚制度に関連する従来の研究史を跡づけた上で、制度の運用の面に関する研究が不十分であることを指摘し、唐代後半期の官僚制度について、官僚の官歴に焦点を当てて、主に人事の面から考察する旨を述べ、四章からなる本論の見取り図を提示する。

第一章「唐代後半期の官僚処罰—罰俸制度を中心に—」では、不法行為を犯した官僚に対する処罰に関して、俸給の没収である〈罰俸〉を中心に論じ、四節からなる。その第一節「律における官僚処罰」では、刑罰に関する基本法である律において、官僚処罰がどのように規定されていたのか、官僚に対する処分執行の原則、特に官僚であるがために受ける刑法上の恩典的措置について述べ、中国古来の伝統的思想に基づく、官僚に対する実刑執行回避の原則を確認する。ところが、唐後半期になると、律に規定されないような形態での処分の事例も頻繁に存在したとする。

つづく第二節の「罰俸制度」では、かかる律外の処罰の一つとしての罰俸を取り上げ、その施行状態や制度の具体的内容について考察する。唐代における罰俸に関する記載の初出は、玄宗が即位直後に発した先天2年(713年)10月の勅であり、職務上の比較的軽微な過失に対して科せられる軽い処分であったとする。そして官僚のみに科せられ経済的負担を伴った、罰俸に類似する処罰としての〈罰直〉の解説を行う。罰直とは直という単位に基づいて銅銭を徴収する処罰であり、唐代の事例は極めて少ないが、つぎの五代から宋代にかけてはかなり多くなる。

第三節「その他の律外の官僚処罰」においては、事例の多い貶官について、罰俸との関わりに注目しつつ概要を述べ、第四節「考課制度との関連」では、官僚の勤務評定たる考課制度のなかに存在する〈奪祿〉と罰俸との関連について説明する。

第二章「唐代の文官人事—吏部における選授権限の変遷を中心に—」も四節からなり、官僚に対する処罰がその後の人事に影響したとする前章の成果をうけついで、人事をつかさどる官司であった尚書省吏部の権限の変遷について論じる。まず第一節「吏部による任官の原則—唐代前半期の吏部—」では、開元27年(739年)編纂の『大唐六典』に見える、吏部が六品以下の文官の人事を担当した制度を紹介する。つぎの第二節「吏部権限の縮小—奏薦をめぐる—」では、安史の乱以後に藩鎮が跋扈するや、中央政府の地方への影響力は大幅に減退し、中央政府内部でも尚書省の機能は中書門下両省に比べて相対的に低下していった。このような状況の中で吏部の持つ人事権は縮小の途をたどっていった。その一例として、藩鎮の使職による僚佐の辟召をはじめ、律令官制にまで及んでいた奏薦について検討する。しかしながら、安史の乱以後も吏部が人事問題に関して一定の役割を果たしつつあったのであって、その実情を追跡したのが、第三節「吏部銓衡権回復の試み」である。第四節「唐後半期の吏部下の組織」では、後唐の同光2年(924年)の中書門下奏(『冊府元龜』卷632所収)や『唐国史補』巻下の記事などを活用して、『大唐六典』や正史などに見えなかった唐後半期における吏部の分掌の実態を復元することができた。以上の成果を簡潔に纏めたのが、「吏部機構概念図」である。

第三章「唐代後半期の人事における幕職官の位置」は三節からなり、はじめにまず藩鎮に辟召された幕職官に授与された名目上の職事官を〈階官〉と称することにした上で、第一節の「幕職官の任用に関する諸規定」で、幕職官に対する規定が元和年間から頻出することを確認する。つづく第二節「幕職官歴の分析」では、正史の列伝や墓誌銘に記載された官歴を分析することによって、幕職官人事の実例を列挙し、階官の昇進にも循資格のような年功序列が強く作用していたことを明らかにした。そして第三節「階官と俸禄」では、唐前半期における俸禄支給の原則、すなわち銅銭により月ごとに支給される俸料と、穀物により季ごとに支給される禄米とに大別されていたのが、安史の乱以後の財政難と制度の紊乱のため崩壊し、俸禄支給自体がままならぬことになった次第を跡付けた上で、「幕職官の俸給一覧表」を作成している。

第四章「唐代後半期地方官人事に関する一考察—州県官を中心に—」は三節からなり、幕職官と並んで地方統治に当たった州県官の人事について考察する。まず第一節「考と任に関する問題」では、一年を原則とする考課の単位〈考〉と、一つの官職に就いていた期間をそれぞれ一任とする〈任〉との組み合わせによって人事が秩序づけられていたことを確認した。その上で、唐代後半期から五代にかけて地方官の考課に関する規定が頻出するのは、財政難の時期にはいかに地方の支配を安定させ、税収を確保することに意が注がれていた実情を反映していたと述べる。ところで、吏部において官僚を適当なポストに就けるための手続きを〈選〉といい、令の規定によると、毎年10月以降、三回に分けて任官候補者を集めて行われた。任官候補者がこの選に赴くことを選集という。ただし、ある官に就いていた者が任期満了とともに、直ちに次の官に赴任できるわけではなく、次の官に就くまでにポスト待ちの期間を経るのが通例であった。この〈待選〉あるいは〈候選〉といわれるようなポスト待ちの状況にある者が、次に選に赴くことができるまでの期間を〈選〉という単位で表し、その〈選〉数を調整することで、ポストの円滑な運用が図られた。第二節「選をめぐる問題」では、この選に関して、考課や昇進との関連を考察し、考課や待選期間によって人事を操作することによって、戸口の掌握や租税の徴収といった地方行政の徹底を目指したとする。この想定を実例に照らして跡付けようとするのが、第三節「唐後半期～五代の地方官人事の実情」である。

最後に「結語」では、以上の論旨を簡潔に纏めている。

## 論文審査の結果の要旨

本論文『唐代後半期の官僚制度—人事の問題を中心に—』は、論者が修士論文を補訂して公表した「唐代後半期の官僚処罰—罰俸制度を中心に—」を第一章とし、第二章「唐代の文官人事—吏部における選授権限の変遷を中心に—」、第三章「唐代後半期の人事における幕職官の位置」、第四章「唐代後半期地方官人事に関する一考察—州県官を中心に—」の四つの章からなっている。第三章までは学術誌にすでに掲載され、堅実な論考として、いずれも好評を博している。今回、新たに第四章を起稿し、序論を冠し結語を付したものである。

唐代の官僚制度は、開元27年(739年)編纂の『大唐六典』や貞元17年(801年)に完成した『通典』といった、同時代の信頼しうる政典類があるために、外の時代に比してかなり分かりやすいとは言え、それは中央政府の行政機構に関してであって、地方官庁の組織を考察しようとする際には、隔靴搔痒の感を深くせざるをえない。とりわけ唐代後半期、各地に藩鎮が割拠した時代、中央政府による一元的な人事が行いえなかった時期に、科挙の進士科を合格した前途洋々のキャリア官僚たちが赴任した諸地方において、律令に則った州県の長官や僚属と、藩鎮の幕職官との間で展開された緊張関係の実態を解明することは、時代の風尚を知る上からも、果たされるべき課題である。当時の文学者や思想家のほぼ全員が官僚であったので、1990年前後から、藩鎮の幕職官に赴任した文人たちの官僚生活に着目した研究が、続出している。唐人の文集や新出の墓誌銘などを渉猟した本論文は、かかる期待に応えた一成果である。章を追って、本論文によって明らかにされた諸点を列挙する。

官僚の人事問題に焦点を合わせた本論文は、まず第一章で、律における官僚処罰の規定を述べ、不法行為を犯した際に俸給を没収する〈罰俸〉や罰俸に類似する処罰としての〈罰直〉など、官僚であるがために受ける刑法上の恩典的措置について論じ、中国古来の伝統的思想に基づく、官僚に対する実刑執行回避の原則を確認している。

唐後半期になると、律に規定されないような形態での処分の事例も頻繁に存在したとする。また〈貶官〉について、罰俸との関わりに注目しつつ概要を述べ、官僚の勤務評定たる考課制度のなかに存在する〈奪禄〉と罰俸との関連についても説明

する。

ついで第二章では、官僚に対する処罰がその後の人事に影響したとする前章の成果をうけついで、人事をつかさどる官司であった尚書省吏部の権限の変遷について論じる。安史の乱以後に藩鎮が跋扈するや、中央政府の地方への影響力は大幅に減退し、中央政府内部でも尚書省の機能は中書門下両省に比べて相対的に低下していった。このような状況の中で吏部の持つ人事権は縮小の途をたどっていった。藩鎮の使職による僚佐の辟召をはじめ、律令官制にまで及んでいた奏薦について検討する。安史の乱以後も吏部は人事に関して一定の役割を果たしつつあった、と述べる。論者が『大唐六典』や正史などに見えなかった唐後半期における吏部の分掌の実態を復元し、その成果を簡潔に纏めたのが、四曹からなる尚書省の「吏部機構概念図」であり、一目瞭然となっている。ただし人事に焦点を合わせた以上は、吏部曹のみならず考功曹についても考察を深めて、より豊かな概念図の作成を今後期待したい。

第三章では、藩鎮に辟召された幕職官に授与する名目上の職事官を〈階官〉と称することにした上で、幕職官に対する規定が憲宗の元和年間から頻出することを確認する。ついで正史の列伝や墓誌銘に記載された官歴を分析して、幕職官人事の実例を列挙し、階官の昇進にも年功序列が強く作用していたことを明らかにした。そして唐前半期における俸禄支給の原則、すなわち銅銭により月ごとに支給される〈俸料〉と、穀物により季ごとに支給される〈禄米〉とに大別されていたのが、安史の乱以後の財政難と制度の紊乱のため崩壊し、俸禄支給自体が困難になった次第を跡付けた上で、「幕職官の俸給一覧表」を作成している。

第四章では、幕職官と並んで地方統治に当たった州県官の人事について考察し、一年を原則とする考課の単位〈考〉と、一つ一つの官職に就いていた期間をそれぞれ任とする〈任〉との組み合わせによって人事が秩序づけられていたことを確認した。吏部において官僚を適当なポストに就けるための手続きを〈選〉といい、任官候補者がこの選に赴くことを〈選集〉という。ただし、ある官で任期満了となった者は、次の官に就くまでにポスト待ちの期間を経るのが通例であった。この〈待選〉あるいは〈候選〉といわれるようなポスト待ちの状況にある者が、次に選に赴くことができるまでの期間を〈選〉という単位で表し、その選数を調整することで、ポストの円滑な運用が図られた、と述べる。今回新たに起稿された本章は、興味にみちた課題であるが、推敲しきれていない憾みがあり、慎重に増補した上で公表すれば、必ずや学界を裨益するであろう。

論者の行論は慎重であって、先学の論著に対する取捨選択も公正である。文章表現がやや回りくどいといった瑕瑾など、補訂を要する箇所もありはするが、唐代の人事制度、とりわけ地方官の任期や昇進コースに関して、これまで不明であった多くの史実が初めて解明された点は高く評価される。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。1999年2月25日、調査委員3名が試験を行った結果、合格と認めた。